

## ○ 申請をする上での留意事項（これまでの申請で間違いが多かった事項）

### 1 補助の対象期間

利用者又は職員に感染者が発生又は濃厚接触者に対応したなど、**その事案が発生した日から収束日まで**に要した通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用が対象となります。**発生日前及び収束日以降のかかりまし経費は、原則として補助対象外**となります。（発生日前は例外なく対象外となります。）

### 2 対象事業所・施設

- 職員から濃厚接触者が発生した場合は、**同時期に複数（2名以上）**の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合に補助対象となります。（例：職員Aが4月1日から、職員Bが4月3日から濃厚接触者となり、職員Aが4月8日で先に解除になった場合、補助対象期間は4月3日から4月8日までの間となります。）
- 訪問系サービス及び通所系サービス事業所は、自費検査費用の補助対象事業所になっていません。

### 3 対象経費

#### (1) 緊急時の介護人材確保に係る費用について

- 割増賃金・手当は、**発生日から収束日の間にかかった費用**について補助対象となります。
  - ※ この補助金の交付対象となるのであれば、手当（危険手当、特別手当など）を支給したいとの問い合わせが来ています。しかし、この補助金の支給がなくとも、法人の割増賃金・手当の規定により、支給される手当が補助対象です。（慰労や見舞を目的としたものは、補助対象外です。）
  - ※ 休業補償は補助対象外です。
- 自費検査費用**について、事業所・施設で感染者が発生した場合は、その後の検査は行政検査で行われることから、補助対象となりません。（「保健所の指示がないから実施」は理由になりません。）

#### (2) 職場環境の復旧・環境整備に係る費用について

補助の対象となる衛生用品の購入費用は、次の3点です。

- ①感染者等が発生して在庫不足が見込まれるもの
- ②目的が感染を防ぎ、又は消毒するためのもの
- ③使い捨て、使い切り

※ 収束後も使用できるもの、介護を目的としたものは、対象外です。

次の対象例を参考にしてください。

**【補助対象例】**

マスク、手袋（グローブ）、ガウン、ゴーグル、消毒液、清拭クロス、除菌シート、除菌スプレー、ドライシャンプー、ゴミ袋、消毒綿、ペーパータオル、紙コップ、使い捨て食器、シューズカバー、おしぼり

※ 「在庫不足が見込まれて」かつ「使い捨て、使い切り」かつ「感染防止対策として使用するもの」

※ 収束日以降に発生した費用を申請する場合は、事業費明細書等の備考欄に理由を記載ください。（理由があっても補助対象外となることがあります。）

**【補助対象外例】**

体温計、パルスオキシメーター、パーテーション（アクリル板）、CO2 モニター、オーバーテーブル、介護いす等の備品、おむつ、口腔ケアスポンジ（通常の介護で使い捨て使用されているもの）、熱さまシート、アイス枕（解熱目的のもの）、養生テープ、両面テープ、マジック、消毒液等を入れるボトル、飲料水

※ 備品及び感染防止対策として使用するものでないものは対象外

(3) 施設内療養費について

- ・ 対象事業所・施設は、「施設内療養チェックリスト」及び「施設内療養計算書」を必ず提出してください。
- ・ 施設内療養費については、**個票及び事業費明細書に施設内療養費として記載**してください。